**感染拡大第６波対応事業者支援金　Ｑ＆Ａ**

**１　感染拡大第６波対応事業者支援金について**

**問１－１　感染拡大第６波対応事業者支援金とは**

　　（答）　令和４年１月27日に長野県より発出された「まん延防止等重点措置」により飲食店等に営業時間の短縮要請が発出されました。これに伴い影響を受けた事業者及び人流の抑制により客足が遠のいた事業者の皆さまの事業継続を支援するための支援金です。

**問１－２　どのような手続きを行えばよいか**

　　（答）　東御市のホームページから申請書等をダウンロードし、必要事項を記載し、必要な書類を添えて東御市産業経済部商工観光課に郵送にてご提出ください。申請書等の印刷が難しい場合は、市役所本庁舎、東御市商工会などで申請書等をお配りしています。

　　　　＜郵送先＞389-0592（事業所の個別郵便番号）

　　　　　　　　　東御市県２８１番地２　東御市商工観光課　商工労政係

**問１－３　申請期限は**

（答）　令和４年１０月３１日（月）消印の申請まで受け付けます。

**２　交付対象者**

**問２－１　交付対象者の要件は**

　　（答）　令和４年１月２７日以前に市内の事業所で次のいずれかに該当する事業を営む事業者が交付対象者です。（ただし、市税に滞納がある方や暴力団関係者など、対象にならない場合があります。）

　　　　　１．旅館業事業者　　　　　　旅館業法の許可を受けた事業者

　　　　　２．住宅宿泊事業者（民泊）　住宅宿泊事業法の届け出をした事業者

　　　　　３．旅行業事業者　　　　　　旅行業法の登録を受けた事業者

　　　　　４．タクシー事業者　　　　　道路運送法の許可を受けた事業者

　　　　　５．貸切バス事業者　　　　　道路運送法の許可を受けた事業者

　　　　　６．運転代行事業者　　　　　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の認定を受けた

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者

　　　　　７．食品卸売事業者　　　　　令和４年１月27日に長野県から発出されたまん延防止等重点措置による営業時間の短縮要請に応じた飲食店等と継続的な食品の取引実績がある事業者

　　　　　８．理容・美容事業者　　　　理容所・美容所の検査確認を受けた事業者

**問２－２　個人事業主の場合、市外に住んでいても対象となるか。**

（答）　市内の事業所で事業を営んでいる方は、市外の方でも対象となります。

**問２－３　事業所が市外にあるが、市内に住んでいれば対象となるか。**

　　（答）　市内事業者の経済対策支援のため、対象となりません。

**問２－３　食品卸売業だが、取引先が市外飲食店でも対象となるか。**

　　 (答）　対象となります。

**３　交付金額の算定方法等**

**問３－１　交付金額は、どのように計算するのか**

（答）　確定申告書事業所得収支内訳書を算出根拠とし、令和３年の1年間の売上高と令和元年の１年間の売上高を売上高の減少額を交付いたします。なお法人格を持つ事業者については、令和３年決算と令和元年決算を比較し、その売上減少額を交付いたします。

　　　　ただし、令和２、３年度に事業を開始した事業者については、令和３年１月～12月の売上が最も多い月の売上額に12を乗じた金額と令和４年２月の売上に12を乗じた金額を比較し、減少額を交付します。この場合は、該当月の売上が確認できる帳簿等を提出いただきます。

**どちらの算定方法でも上限額は３０万円です。**

**問３－２　創業してから間もないが、対象になるのか。**

　　（答）　令和４年１月２７日までに創業された方が対象となり、それ以後に創業された方は対象外です。

**問３－３　確定申告をしていない場合は、対象になるのか。**

　（答）　確定申告をされていない方は、対象外です。

**４　申請書類（添付書類）について**

**問４－１　どのような書類を提出するのか**

　　 （答）　次の(1)の書類（全ての方）に加えて、申請される方の(2)の区分に応じて必要な書類を添付してください。

　　　　　(1) 全ての方にご提出いただく書類

・「感染拡大第６波対応事業者支援金交付申請書及び実績報告書(請求書)

　　　　　　　・市内で営業していることを証明する書類（営業許可証）

　　　　　　　・振込先口座の通帳又はキャッシュカードのコピー

　　　　　　　・店舗として営業していることが確認できる書類（店舗外景写真）

(2) 申請者の次のア～イの区分に応じて追加でご提出いただく書類

　　ア　令和２年度以前から事業を実施している方

　　　・令和３年分の確定申告書第１表又は事業収支内訳書の写し

　　　・令和元年分の確定申告書第１表又は事業収支内訳書の写し

　　イ　令和２、３年度中に新規に創業された方

　　　・令和３年１月～12月の売上が最も多い月の売上が確認できる帳簿等

　　　・令和４年２月の売上が確認できる帳簿等

(3) 食品卸売業を営んでいる方にご提出いただく書類

　　　・長野県が発出した営業時間短縮要請の対象となった飲食店と継続した取引をしていることが確認できる書類（同一飲食店との取引が確認できる2ヶ月分の売上帳簿等）

**５　その他**

**問５－１　支援金を返還しなければならない場合はあるのか**

　　（答）　申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東御市補助金等交付規則（平成16年東御市規則第37号）の規定に基づき、返還を求める場合があります。

**問５－２　市税に滞納が有る場合などは、どのように判断するのか**

　　（答）　市税の納付状況や申請書に記載された内容などが正確に確認できない場合に、必要に応じて申請者の税務関係資料等の確認や、関係機関への問い合わせ、調査などをさせていただく場合があります。

【お問い合わせ先】　東御市産業経済部商工観光課商工労政係

電話番号０２６８－６４－５８９５